

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

公告

- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………
……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…
- 令和二年度危険物取扱者保安講習の実施……………
……………（東京消防庁）…
- 消防法に基づく命令（九件）……………（同）…

告示

●東京都告示第七百四十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の九第一項の規定に基づき東京都市計画事業神宮前六丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第五十条の八第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年五月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 再開発会社の名称

神六再開発株式会社

二 市街地再開発事業の種類及び名称

東京都市計画事業神宮前六丁目地区第一種市街地再開発事業

三 事業施行期間

平成三十一年二月十五日から令和五年九月三十日まで

四 施行地区

渋谷区神宮前六丁目地内

五 事務所の所在地

渋谷区神宮前六丁目二十八番四号

六 施行認可の年月日

平成三十一年二月十五日

七 事業計画の変更の認可の年月日

令和二年五月十四日

公告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年五月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ウォーターエイドジャパン

二 代表者の氏名

小寺 清

三 主たる事務所の所在地

東京都墨田区亀沢二丁目十二番十一号 PAX21、三〇一号

四 更新された認定の有効期間

令和元年十二月十九日から令和六年十二月十八日まで

令和二年度危険物取扱者保安講習の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。

令和二年五月十四日

東京都知事 小池 百合子

1 講習区分及び受講対象者

(1) 講習区分

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石炭法」という。）に規定する特定事業所の危険物施設

(2) 受講対象者

石炭法に規定する特定事業所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者又は同事業所に勤務する危険物取扱者で受講を希望する者

2 講習の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

令和二年6月25日（木曜日）午後1時から午後5時まで

(2) 実施場所

東京消防庁蒲田消防署

大田区蒲田本町二丁目28番1号

3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所

(1) 受付期間

令和2年5月14日（木曜日）から同年6月17日（水曜日）まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。）

なお、講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 受付場所

都内（稲城市及び葛しよ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

4 問合せ先

(1) 東京消防庁火災予防（防火管理）コールセンター（電話03-3253-0119）

(2) 都内（稲城市及び葛しよ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(3) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

5 その他

受講申請書は、各受付場所で配布する。

消防法に基づき命令の公告について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）

第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のと

おり公告する。

令和2年5月14日

東京消防庁

野方消防署長 山口 圭 二

1 防火対象物の所在地 中野区鷹宮三丁目14番6号

2 防火対象物の名称 ノイエハイムB棟、グリーナーハイム、ライネブルグ、DGHウナック研究所

3 命令を受けた者 福岡 新五郎

4 命令事項 令和2年5月19日までに、2の防火対象物の共同住宅部分に自動火災報知設備を設置すること。

5 命令年月日 令和2年2月19日

消防法に基づき命令の公告について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）

第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年5月14日

東京消防庁

麻布消防署長 江原 浩 仁

1 防火対象物の所在地 港区六本木七丁目8番8号

2 防火対象物の名称 ミクニ六本木ビル

3 命令を受けた者 ミクニ総業株式会社 代表取締役 尾崎 行隆

4 命令事項 令和2年6月30日までに、2の防火対象物に屋内消火栓設備を設置すること。

5 命令年月日 令和2年2月28日

消防法に基づき命令の公告について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）

第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年5月14日

東京消防庁

中野消防署長 上原 源 隆

1 防火対象物の所在地 中野区本町二丁目29番13号

2 防火対象物の名称 パラッツォピエトラ

3 命令を受けた者 石原 恵子 石原 猛嗣 石原 道恵

4 命令事項 令和2年8月31日までに、2の防火対象物に屋内消火栓設備を設置すること。

5 命令年月日 令和2年3月17日

消防法に基づき命令の公告について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）

第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年5月14日

東京消防庁

新宿消防署長 石井 千 明

1 防火対象物の所在地 新宿区北新宿四丁目16番12号

2 防火対象物の名称 新関ビル

<p>3 命令を受けた者 新企画管理株式会社 代表取締役 新関 貴之</p> <p>4 命令事項 令和2年8月30日までに、2の防火対象物に屋内消火栓設備を設置すること。</p> <p>5 命令年月日 令和2年3月23日</p>	<p>消防法に基づき命令の公告について</p> <p>消防法 (昭和23年法律第186号。以下「法」という。)</p> <p>第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>令和2年5月14日</p> <p>東京消防庁 麻布消防署長 江原 浩 仁</p>	<p>置すること。</p> <p>(6) 令和2年12月31日までに、2の防火対象物の12階に屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置し、正常に作動するよう適正に維持管理すること。</p> <p>5 命令年月日 令和2年3月27日</p>
<p>消防法に基づき命令の公告について</p> <p>消防法 (昭和23年法律第186号。以下「法」という。)</p> <p>第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>令和2年5月14日</p> <p>東京消防庁 麻布消防署長 江原 浩 仁</p>	<p>消防法に基づき命令の公告について</p> <p>消防法 (昭和23年法律第186号。以下「法」という。)</p> <p>第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>令和2年5月14日</p> <p>東京消防庁 麻布消防署長 江原 浩 仁</p>	<p>消防法に基づき命令の公告について</p> <p>消防法 (昭和23年法律第186号。以下「法」という。)</p> <p>第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>令和2年5月14日</p> <p>東京消防庁 城東消防署長 金子 裕一郎</p>

1 防火対象物の所在地 港区六本木三丁目3番17号

2 防火対象物の名称 ソレアード六本木

3 命令を受けた者 日崎 和恵

4 命令事項

(1) 令和2年12月31日までに、2の防火対象物にスプリンクラー設備を設置すること。

(2) 令和2年12月31日までに、2の防火対象物に放送設備を設置すること。

(3) 令和2年12月31日までに、2の防火対象物に連結送水管を技術上の基準に従って設置すること。

(4) 令和2年12月31日までに、2の防火対象物に非常コンセント設備を設置すること。

5 命令年月日 令和2年3月25日

1 防火対象物の所在地 港区西麻布三丁目21番20号

2 防火対象物の名称 震町コーポ

3 命令を受けた者 震町コーポ管理組合法人
理事 小川 恭平

4 命令事項

(1) 令和2年12月31日までに、2の防火対象物の11階及び12階にスプリンクラー設備を設置すること。

(2) 令和2年12月31日までに、2の防火対象物の塔屋部分に自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。

(3) 令和2年12月31日までに、2の防火対象物の11階及び12階に放送設備を技術上の基準に従って設置すること。

(4) 令和2年12月31日までに、2の防火対象物の12階に連結送水管を技術上の基準に従って設置すること。

(5) 令和2年12月31日までに、2の防火対象物の11階及び12階に非常コンセント設備を設

1 防火対象物の所在地 江東区亀戸五丁目9番15号

2 防火対象物の名称 ホームタウンハヤシI、ホームタウンハヤシII、ホームタウンハヤシ

3 命令を受けた者 有限会社ホームタウン計画
代表取締役 林 一夫

4 命令事項

(1) 令和2年9月30日までに、2の防火対象物に屋内消火栓設備を設置すること。

(2) 令和2年9月30日までに、2の防火対象物に自動火災報知設備を設置すること。

5 命令年月日 令和2年3月30日

消防法に基づく命令の公告について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年5月14日

東京消防庁

城東消防署長 金子 裕一郎

1 防火対象物の所在地 江東区亀戸五丁目9番15号

2 防火対象物の名称 ホームタウンハヤシⅠ、ホームタウンハヤシⅡ、ホームタウンハヤシ

3 命令を受けた者 林 一夫

4 命令事項 (1) 令和2年9月30日までに、
2の防火対象物に屋内消火栓設備を設置すること。

(2) 令和2年9月30日までに、
2の防火対象物に自動火災報知設備を設置すること。

5 命令年月日 令和2年4月2日

消防法に基づく命令の公告について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年5月14日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

1 防火対象物の所在地 港区六本木三丁目10番9号

2 防火対象物の名称 三経28ビル

3 命令を受けた者 株式会社福岡第一三経観光
代表取締役 木山 貴英

4 命令事項

(1) 令和2年6月1日までに、
2の防火対象物の4階に設置されている屋内消火栓設備の消火栓箱開閉扉を、開閉できないように改修すること。

(2) 令和2年6月1日までに、
2の防火対象物の1階ごみ置き場内及び5階南西側物入れ内にスプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドを技術上の基準に従って設置すること。

(3) 令和2年6月1日までに、
2の防火対象物の4階北側エレベーター前のスプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドを散水が有効になされるように、技術上の基準に従って改修すること。

(4) 令和2年6月1日までに、
2の防火対象物の1階に設置されているスプリンクラー設備の送水口に標識を技術上の基準に従って設置すること。

(5) 令和2年6月1日までに、
2の防火対象物の1階ごみ置き場内、5階南側エレベーター前及び5階南西側物入れ内に自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。

(6) 令和2年6月1日までに、
2の防火対象物の自動火災報知設備が正常に作動するように、技術上の基準に従って改

修すること。

(7) 令和2年6月1日までに、
2の防火対象物の4階の東西の通路に通路誘導灯を技術上の基準に従って設置すること。

(8) 令和2年6月1日までに、
2の防火対象物の1階に設置されている連結送水管の送水口に標識を技術上の基準に従って設置すること。

5 命令年月日

令和2年4月3日

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一〇一(代)

郵便番号
163-8001

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

